

八潮市国民健康保険税の普通徴収に係る納付方法に関する要綱

令和7年10月8日

市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、八潮市国民健康保険税条例（昭和32年八潮市条例第7号）第10条に規定する普通徴収に係る国民健康保険税の納付方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(普通徴収に係る国民健康保険税の納付方法)

第2条 普通徴収に係る国民健康保険税の納付の方法は、原則として口座振替の方法による。ただし、口座振替によることができないときは、納付書その他の方法によることができる。

(委任)

第3条 この要綱に定めるもののほか、普通徴収に係る国民健康保険税の納付方法に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。